

基本協定書(案) 新旧対照表
(令和4年(2022年)7月25日修正)

新	旧
<p>第1条</p> <p>(4)「代表企業」とは、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(構成員及び協力企業)で構成されるグループのうち、本事業に関する各業務を特別目的会社から直接受任し又は請け負うとともに、特別目的会社に出資する企業であって、その代表となる、<u>構成員のうち1社</u>をいう。</p>	<p>第1条</p> <p>(4)「代表企業」とは、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(構成員及び協力企業)で構成されるグループのうち、本事業に関する各業務を特別目的会社から直接受任し又は請け負うとともに、特別目的会社に出資する企業であって、その代表となる<u>企業</u>をいう。</p>
<p><u>(代表企業の役割)</u></p> <p>第10条 代表企業は、構成員及び協力企業を統括し、構成員及び協力企業をして、特別目的会社に対し、本業務のうち前条第2項に基づき構成員及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務要求水準に従って誠実に履行させる義務を負う。</p> <p style="text-align: center;">(第2項、第3項、第4項 削除)</p>	<p><u>(構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任)</u></p> <p>第10条 代表企業は、構成員及び協力企業を統括し、構成員及び協力企業をして、特別目的会社に対し、本業務のうち前条第2項に基づき構成員及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務要求水準に従って誠実に履行させる義務を負う。</p> <p><u>2 構成員及び協力企業は、前条第2項に基づき各構成員及び各協力企業が受託し又は請け負った業務の範囲内で、特別目的会社が市に対して負担する債務につき、特別目的会社と連帯して当該債務を負担する。</u></p> <p><u>3 設計企業(前条第1項に基づき設計に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負う。工事監理企業(前条第1項に基づき工事監理に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)、建設企業(前条第1項に基づき建設に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)、開館準備企業(前条第1項に基づき開館準備に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)、維持管理企業(前条第1項に基づき維持管理に係る業務を受託し又は請け負った者をいう。)及び運営企業(前条第1項に基づき運営に係る業務を受託</u></p>

新	旧
	<p><u>し又は請け負った者をいう。)がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。</u></p> <p><u>4 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他の合意において、別途、構成員及び協力企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。</u></p>
<p>第11条</p> <p>8 本協定に関し、第6項又は前項各号のいずれかに定める事由が生じた場合であって、市がその請求をしたときは、事業契約の締結又は解除の有無にかかわらず、優先交渉権者は、市の請求に基づき、優先交渉権者が提案したサービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。<u>ただし、第6項若しくは前項各号のいずれかに定める事由又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約に定めるいずれかの事由が生じた場合において、事業契約の規定に基づき特別目的会社が市に対して違約金を支払ったときは、当該違約金の額を本項に定める違約金の額から控除する。</u></p>	<p>第11条</p> <p>8 本協定に関し、第6項又は前項各号のいずれかに定める事由が生じた場合であって、市がその請求をしたときは、事業契約の締結又は解除の有無にかかわらず、優先交渉権者は、市の請求に基づき、優先交渉権者が提案したサービス対価の額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。</p>
<p>第14条 市と優先交渉権者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密に係る情報(ただし、第1号ないし<u>第3号</u>に掲げるいずれかに該当する情報を除く。)を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、当該情報が<u>第4号</u>ないし第8号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>	<p>第14条 市と優先交渉権者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密に係る情報(ただし、第1号ないし<u>第4号</u>に掲げるいずれかに該当する情報を除く。)を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、当該情報が<u>第5号</u>ないし第8号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>
<p>第14条</p> <p>2 市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、市において当該請求の内容が、同条例第8条及び第9条に基づき公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、市は優先交渉権者に対して、その旨を通知するものとし、<u>優先交渉権者は市に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に</u></p>	<p>第14条</p> <p>2 市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、市において当該請求の内容が、同条例第8条及び第9条に基づき公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、市は優先交渉権者に対して、その旨を通知するものとし、<u>市は特別目的会社に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具</u></p>

新	旧
市に示し、市に協議を求めることができるものとする。	体的に市に示し、市に協議を求めることができるものとする。
<p>別紙2</p> <p><u>7.当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、八王子市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。</u></p>	<p>別紙2</p> <p><u>7.当社らは、事業契約上の八王子市と特別目的会社の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、特別目的会社について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。</u></p> <p><u>8.当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、八王子市の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。</u></p>